

債権管理に係る条例(例)

京都府債権管理に係る市町村研究会

債権管理に係る条例(例)の概要

① 市(町・村)の債権の管理に必要な事項を包括的に規定

この条例(例)では、市(町・村)のすべての債権について規定することにより、統一的かつ適正な取扱いの徹底を図ります。

区分	種別	内 容	消滅時効期間
公 債 権	市(町・村)税 強制徴収公債権	地方税法の規定に基づき住民等に納稅義務を課し、納付しない者に対しては行政庁が自らの手で強制徴収することができる債権。	5年
	公課	公法上の原因又は公法関係から発生した債権(以下「公債権」)であり国税又は地方税の滞納処分の例により行政等が自らの手で強制徴収することができる債権。	5年 ※国保料、介護保険料、後期高齢者保険料等は2年
	その他の債権 非強制徴収公債権	公債権のうち、国税又は地方税の例による滞納処分ができない債権。強制徴収を行うには裁判所への手続きが必要。	5年
私 債 権	私債権	契約等の私法上の原因又は私法関係から発生した債権。非強制徴収公債権と同様、強制徴収を行うには裁判所への手続きが必要。	債権の種類によって異なる。最長10年 ※債権の消滅には、債務者の援用が必要

② 生活困窮者支援との連携（第5条）

債権管理を行う上で生活困窮者の関係部署との連携に努めるべきことを明確化し、債権回収の視点と生活再建支援の視点の両方を併せ持つて債権管理に取組みます。

③ 遅延損害金の徴収について規定（第10条）

公債権における延滞金に類似するものとして、私債権においても民法(第415条等)に基づき遅延損害金を徴収することができます。しかし、民法では「損害の賠償を請求することができる」と規定されていることから、市(町・村)内部でも取扱いが統一されておらず、徴収されていないケースも多数存在しています。

遅延損害金も地方公共団体の貴重な自主財源であり、納期内に支払う者との公平性の確保及び納期内納付促進の観点から適切に徴収すべきものと考えられることから、この条例(例)で、明確に規定することにより、徴収の徹底を図ります。

④ 債権放棄について規定（第15条）

収納が見込めない債権をいつまでも管理し続けることは、債権管理を行う上で不適切であることから、要件を規定し債権放棄を行うことにより、事務の効率化を図ります。なお、議会への報告規定も定めています。

債権管理に係る条例（例）について

1. はじめに

地方自治体の債権管理については、厳しい財政状況の中、歳入確保の観点はもとより、住民負担の公平性から、適正な債権管理が求められています。

しかしながら、地方自治体の債権は、発生原因の違いと自力執行力の有無により強制徴収公債権、非強制徴収公債権、私債権に分類され、その種類によって徴収方法や時効期間や時効援用の要否などが異なるため、それぞれの債権に応じた適切な管理が必要となります。

債権管理を適正に行う手法として、職員研修の実施やマニュアルの策定、更にはすべての債権を一元的に管理する組織の設置や条例を制定する団体も増えてきています。

条例は、債権管理の手続きや基準を明らかにするとともに、各団体の債権管理に取り組む基本姿勢を明確にすることもできます。

今回、府内の市町村職員や弁護士にも参加いただき「債権管理に係る市町村研究会」を立ち上げ、債権管理に係る現状や課題について意見交換や検討を行い、債権管理に係る条例(例)を作成しましたので、今後の取組みの参考としてご活用ください。

また、債権管理に取り組むにあたり、未納や滞納が発生する原因を解消しなくては、いつまでも繰り返されることから、債権回収という視点に加え、生活困窮者の生活再建支援の視点も併せ持つことが大切です。

平成27年4月から生活困窮者自立支援法が施行され、生活困窮者支援の取り組みが進められる中、関係部署と連携して取り組むことがますます重要となっていることから、この条例（例）には、生活困窮者支援との連携を盛り込んだ内容としています。

2. 債権管理条例（例）

○○市(町・村)債権管理条例（例）

平成〇〇年〇月〇〇日
条例 第〇〇号

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 市(町・村)税及び公課（第9条）

第3章 その他の債権（第10条—第16条）

第4章 雜則（第17条）

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、〇〇市(町・村)の債権の管理に関する事務の処理について必要な事項を定めることにより、その管理の適正化を図り、もって公平・公正な住民負担及び健全な財政運営に資することを目的とする。

【解説・運用上の注意】

この条例(例)の目的を示しています。

生活困窮者支援との連携に取り組んでいる滋賀県野洲市の条例では、「市民生活の安心の確保」が目的のひとつとして明確にされています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市(町・村)の債権 金銭の給付を目的とする市(町・村)の権利をいう。
- (2) 市(町・村)税 市(町・村)の債権のうち、地方税法(昭和25年法律第226号)の規定に基づく徴収金に係るものとをいう。
- (3) 公課 市(町・村)税以外の市(町・村)の債権のうち、国税又は地方税の滞納処分の例により処分することができるものをいう。
- (4) その他の債権 市(町・村)の債権のうち、前2号以外のものをいう。
- (5) 債権管理者 市(町・村)長及び地方公営企業の管理者をいう。

【解説・運用上の注意】

この条例(例)で使用する用語を定義するものです。

この条例(例)では、市(町・村)の債権とは、金銭債権であり、市(町・村)税、公課、その他の債権全てを含みます。公課は強制徴収公債権、その他の債権は非強制徴収公債権及び私債権を指します。

また、この条例(例)では、公営企業会計に係る債権も含みます。

※公債権と私債権の区分については、その実情にあわせて区分されることから、市町村によって取扱いが異なる場合があります。

(他の法令との関係)

第3条 市(町・村)の債権の管理に関する事務の処理については、法令又は他の条例若しくはこれに基づく規則に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

【解説・運用上の注意】

この条例(例)と法令や政令、市(町・村)の他の条例との関係性を規定するものです。

なお、債権によって、適用される法令等が異なることに留意して運用することが必要です。

(債権管理者等の責務)

第4条 債権管理者は、法令又は条例若しくはこれに基づく規則の定めるところにより督促、滞納処分、強制執行、担保の提供等必要な措置をとるとともに、催告等を適切に行い、市(町・村)の債権の保全、徴収等に努めなければならない。

2 債権管理者は、前項の規定の適用に当たっては、当該徴収する債権の債務者の資力の状況等を考慮しなければならない。

【解説・運用上の注意】

債権管理者は、債権に対する債権管理とその処理について、適正な運営に努めなければならぬという債権管理者の責任を明確にするものです。

(生活困窮者支援との連携)

第5条 債権管理者は、債務者が生活困窮状態にあると認められるときは、生活困窮者支援の関係部署との連携に努めなければならない。

【解説・運用上の注意】

債務者が生活困窮状態に陥っていて、債権についての履行が困難となっている場合、適正な債権管理のために、今後の生活再建の可能性を見極めることが求められます。また、履行期限の延長や、分割納付等の内容を定める場合には、履行を確保するために、債務の履行が困難となった理由や今後の生活設計等を踏まえた合理的なものであることが必要です。

債務者が生活困窮状態に陥っている場合には、生活困窮者自立支援法の施行を踏まえて、生活困窮者支援の関連部署と連携し、履行期限の延長、分納納付、債権の放棄等を生活再建に向けた支援計画の一部として位置づけて運用されるように努めるべきことを明確にしています。

(台帳の整備)

第6条 債権管理者は、市(町・村)の債権について、債権管理者が定める種類ごとに規則で定める事項を記載した台帳を作成しなければならない。

【解説・運用上の注意】

債権を正確に管理するため、債権管理に関する情報を記録した台帳を整備し管理することを明確にするものです。

(督促)

第7条 債権管理者は、市(町・村)の債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

【解説・運用上の注意】

督促とは、債務者が、その履行の期限を過ぎても、なお、その債務を履行しない場合に、期限を指定してその納付を催告する行為をいい、期限を指定して、督促行為を行わなければならないという手続を明確にするものです。

なお、債権管理者は、公課及びその他の債権のうち非強制徴収公債権について、指定し

た期限までに履行しないときは、延滞金及び督促手数料を徴収することになります。また、他の債権のうち私債権については、指定した期限までに履行しないときは遅延損害金を徴収することになります。

延滞金及び督促手数料については、各市町村の条例で定める規定、遅延損害金については、この条例(例)の第10条の規定に基づき、適正な徴収事務を行うようにしてください。

(履行期限の繰り上げ)

第8条 債権管理者は、市(町・村)の債権について、履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、履行期限の到来前に徴収金に係る債権を徴収するため、履行期限を繰り上げるとともに、債務者に対し履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。ただし、第13条第1項各号のいずれかに該当する場合その他債権管理者が特に支障があると認める場合は、この限りでない。

【解説・運用上の注意】

市(町・村)の債権について、債務者に破産手続開始の決定を受けた等の事由が発生した場合、迅速に債権回収を行う必要があります。そこで、債務者に対し、期限繰り上げの通知を行うことで、履行期限を繰り上げます。

第2章 市(町・村)税及び公課

(滞納処分)

第9条 債権管理者は、市(町・村)税及び公課の滞納処分並びに徴収猶予、換価の猶予及び滞納処分の停止については、法令等の規定により行わなければならない。

【解説・運用上の注意】

市(町・村)税及び強制徴収公債権については、法令等の規定により行うことを明確にするものです。

第3章 その他の債権

(遅延損害金)

第10条 債権管理者は、他の債権のうち私債権に係る遅延損害金（金銭の納付を目的とする債務の不履行に係る損害賠償金をいう。以下同じ。）について、債務者が債務の履行期限後に履行する場合で、遅延損害金について約定のないときは、その債権の額（当該額が2,000円未満である場合は、その全額を切り捨てる。）に、履行期限の翌日から履行の日までの期間の日数に応じ、民法（明治29年法律第89号）、商法（明治32年法律第48号）その他の法令に規定する割合を乗じて計算した額（その額に100円未満の端数があるとき又は当該遅延損害金の全額が1,000円未満であるときは、当該端数又は当該全額を切り捨てる）の遅延損害金を徴収しなければならない。

2 債権管理者は、特に必要があると認めるときは、前項の遅延損害金を減免することができる。

【解説・運用上の注意】

債権管理者は、他の債権のうち私債権に係る債権について、債権者が督促状で指定

された履行期限までに履行しないときは、遅延損害金を徴収しなければならないことを明確にしたものです。

(強制執行等)

第11条 債権管理者は、その他の債権について、第7条の規定による督促をした後、相当の期間を経過しても、なお履行されないときは、次に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第13条に規定する徴収停止の措置をとる場合、第14条の規定により履行期限を延長する場合その他債権管理者が特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 担保の付されているその他の債権(保証人の保証があるその他の債権を含む。)については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続をとり、又は保証人に対して履行を請求すること。
- (2) 債務名義のあるその他の債権(次号の措置により債務名義を取得したもの)を含む。)については、強制執行の手続をとること。
- (3) 前2号に該当しないその他の債権(第1号に該当するその他の債権で同号の措置をとっても、なお履行されないものを含む。)については、訴訟手続(非訟事件の手続を含む。)により履行を請求すること。

【解説・運用上の注意】

他の債権について督促がされた後、相当の期間が経過しても履行(金銭の支払い)がされない場合は、納付資力があるにも関わらず履行しない者に対して、強制執行等の法的措置をとらなければなりません。ただし、納付資力がないと判断した場合は、第13条に規定する徴収停止や第14条に規定する履行延期の特約等の措置を行います。

(債権の申出等)

第12条 債権管理者は、他の債権について、債務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けたこと等を知った場合において、法令の規定により市(町・村)が債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちに、そのための措置をとらなければならない。

2 前項に規定するもののほか、債権管理者は、他の債権を保全するため必要があると認めるときは、債務者に対し、担保の提供(保証人の保証を含む。)を求め、又は仮差押え若しくは仮処分の手続をとる等必要な措置をとらなければならない。

【解説・運用上の注意】

他の債権について、債務者が破産手続開始の決定を受けた場合や競売開始などの手続きを行った場合、債権管理者は、裁判所等該当機関に配当要求するため、債権の申出を行うための必要な措置をとらなければならないことを明確にするものです。

また、他の債権を保全するため必要があると認めるときは、債務者に対し、担保の提供や仮処分の手続き等、必要な措置をとらなければいけません。

(徴収停止)

第13条 債権管理者は、その他の債権で履行期限後相当の期間を経過しても、なお完全に履行されていないものについて、次の各号のいずれかに該当し、これを履行させることができが著しく困難又は不適当であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

- (1) 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき。
- (2) 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるときその他これに類するとき。
- (3) 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

【解説・運用上の注意】

債務者が法人であれば事業を休止し、将来事業再開の見込みが全くない場合、また、個人であれば、債務者本人の所在や財産が不明な場合などに、徴収する手段を停止し、債権の保全や取立てを行わぬことができることを明確にするものです。

(履行延期の特約等)

第14条 債権管理者は、その他の債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

- (1) 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。
 - (2) 債務者が債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。
 - (3) 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。
 - (4) 損害賠償金又は不当利得による返還金に係るその他の債権について、債務者が債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。
 - (5) 貸付金に係るその他の債権について、債務者が当該貸付金の使途に従って第三者に貸付けを行った場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第1号から第3号までのいずれかに該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。
- 2 債権管理者は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金(次条において「損害賠償金等」という。)に係る債権は、徴収すべきものとする。

【解説・運用上の注意】

債務者が無資力等の理由により、履行すべき金額を一括して履行することができない場

合に、その履行期限の延長や、分割納付等ができることを明確にするものです。

(債権の放棄)

第15条 債権管理者は、その他の債権について、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。

- (1) 債務者が生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受け、又はこれに準する状態にあり、資力の回復が困難で、履行の見込みがないと認められるとき。
- (2) 破産法(平成16年法律第75号)第253条第1項その他の法令の規定により債務者がその責任を免れたとき。
- (3) 消滅時効が完成したとき(債務者が時効を援用しない特別の理由があるときを除く。)。
- (4) 第11条ただし書に規定する債権管理者が特別の事情があると認める場合において、同条に規定する強制執行等の措置をとったとしても、履行される見込みがなく、かつ、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、履行の見込みがないと認められるとき。
- (5) 第11条に規定する強制執行等又は第12条に規定する債権の申出等の措置をとった場合においても、なお完全に履行されず、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、履行の見込みがないと認められるとき。
- (6) 第13条に規定する徴収停止の措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、履行の見込みがないと認められるとき。
- (7) 債務者が死亡し、その債務について民法第915条第1項の規定により限定承認があった場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに他の優先して弁済を受ける市(町・村)の債権及び市(町・村)以外の者の権利の金額の合計を超える見込みがなく、履行の見込みがないと認められるとき。
- (8) 債務者が死亡し、相続人全てが民法第938条の規定により相続放棄した場合又は相続人が存在しない場合において、同法第952条の規定による相続財産管理人を選任し、相続財産を精算したとしても、当該精算にかかる費用等を超える見込みがなく、履行の見込みがないと認められるとき。

【解説・運用上の注意】

債権は全額回収することが原則ですが、徴収の見込みがない債権をいつまでも管理し続けることは、徴収できる債権に取り組みにくくなるなど、適正な債権管理を妨げる要因となり、費用対効果の面からも、このような状態は好ましくありません。

そこで、債権を効率的かつ合理的に管理するため、あらゆる手段を尽くしてもなお徴収の見込みがない債権については、徴収の停止や債権の放棄を適正に行う必要があり、条件を限定し、債権を放棄できることとするものです。

なお、第6号で「相当の期間を経過した後において」債権放棄することとしていますが、「相当の期間」については、規則等であらかじめ定める必要があります。

(報告)

第16条 債権管理者は、前条の規定によりその他の債権を放棄したときは、これを市(町・村)長に報告しなければならない。

2 市(町・村)長は、前項の規定による報告があったときは、これを議会に報告しなければならない。

【解説・運用上の注意】

前条の規定による債権放棄を行った場合の報告義務を明確化したものです。

なお、この条例(例)では、市(町・村)の債権をまとめて市(町・村)長が報告することを想定していますが、議案の提出と同様に、債権管理者が直接議会へ報告している場合もあります。

第4章 雜則

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成〇〇年〇月〇日から施行する。

【債権管理における情報共有について】

債権管理や生活困窮者支援を行う上で、庁内での情報の共有は有効な手段と考えられ、情報共有について、条例で規定する団体が増えてきています。

しかし、すべての情報を共有するのは、地方税法や地方公務員法に規定する守秘義務違反に抵触するおそれがあるなど、法的には難しいため、地方税法や総務省通知、個人情報保護条例等に留意し、法令等の範囲内で行う必要があります。